

令和 8 年度 建設業労働災害防止説明会 (トップセミナー)

令和 8 年 6 月 29 日

名寄労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 労働災害について
- 労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化等について
- 労働者死傷病報告と労災隠し

労働災害について — 「労働災害」とは

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、**労働の対償**として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。（労基法第11条）

「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、上記、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、**労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること**をいう。（安衛法第2条）

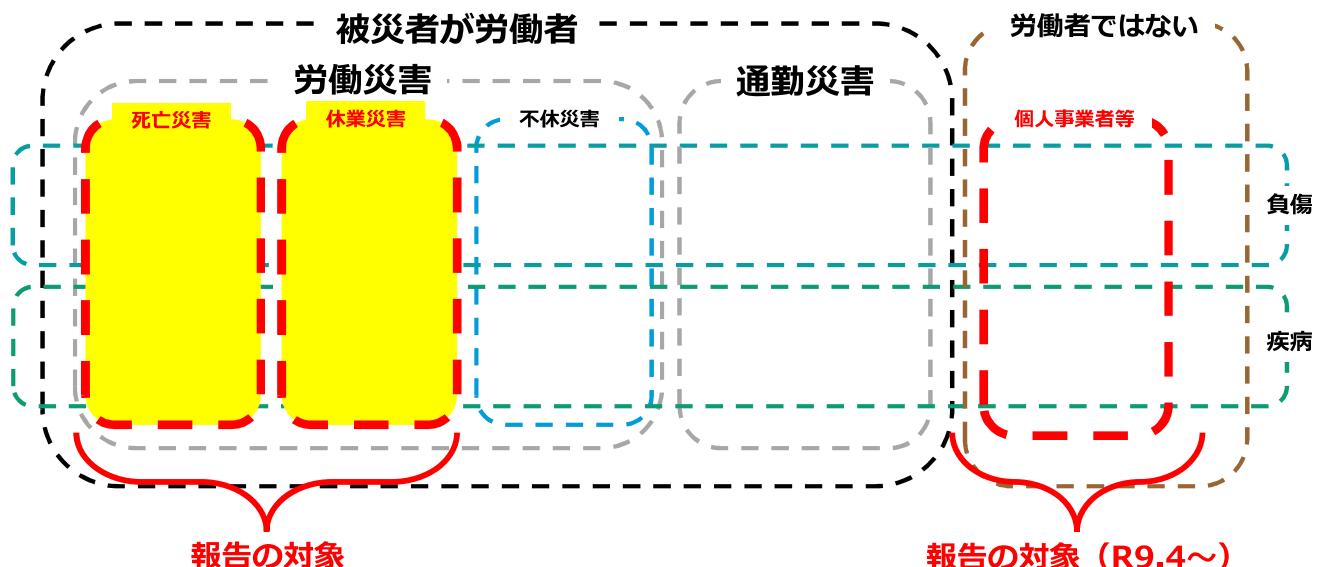
- 労働者は、労働の対償として賃金を得る。
- 労働災害とは、業務に起因して労働者が負傷、疾病、死亡することをいう。

労働災害を防止することは事業者の責務であり、その責務を果たすため、法令や指針、ガイドライン等の遵守はもちろんのこと、法令等の要件を上回る措置を講じることが肝要である。

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「**労働災害等**」という。）により**死亡し、又は休業した時は、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。**（安衛則第97条）

1. 労働保険番号（**建設工事の作業**に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**元方事業者の労働保険番号**）
2. 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
3. 常時使用する労働者の数
4. 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**当該工事の名称**
5. 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
6. 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**元方事業者の事業場の名称**
7. 派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
8. 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
9. 休業見込期間又は死亡日時
10. 労働者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
11. 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
12. 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

- 労働者死傷病報告は、「労働災害」の中でも、「死亡災害」「休業災害」が発生した場合に行わなければなりません。
- （安衛法における）休業災害とは、丸1日以上就労できない休業災害を指します。
- 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告は、原則「電子情報処理組織」を使用して行うことと、法令改正がなされました。



労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化等について

- 令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されました。
- 現時点では紙での提出を妨げるものではありませんが、電子申請への切り替えをお願いします。
- 旧様式での提出は原則廃止となっております。

労働者死傷病報告を提出しないのは「労災隠し」となり犯罪です！

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当該様式、電子申請が困難な場合は書類による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③について該当するコードから選択できるようになり、④については報告事項欄に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産食品製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程係>製品検査・加工作業従事者（金属製品を除く）>金属材料製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>打撃傷の部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う周知の取扱いについて
ばねの手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「写真」のデータを添付してください。（写真）を添付する等で作成し、印刷確認等で写真を確認してデータを添付していただく必要があります。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

労働者死傷病報告

旧様式第23号

労働者死傷病報告

※ 旧様式第23号は廃止となります。

一部手続きの電子申請が原則義務化（令和7年1月1日～）となりました。

1 労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化

- 労働災害統計と政策の企画・立案の基盤となる労働者死傷病報告について、報告者（事業者）の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進するため、デジタル技術の活用により、報告は原則として電子申請とする。併せて、定期健康診断結果報告書等の6つの報告についても、原則電子申請によることとする。
- ※ 電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告については経過措置として規定

＜電子申請が原則義務化となる報告＞

- ・ 労働者死傷病報告（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条：様式第23号、様式第24号）
- ・ じん肺健康管理実施状況報告（じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第37条・様式第8号）
- ・ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（安衛則第2条、第4条、第7条及び第13条・様式第3号）
- ・ 定期健康診断結果報告書（安衛則第52条・様式第6号）
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（安衛則第52条・様式第6号の2）
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則第52条の21・様式第6号の3）
- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第30条の3・様式第3号の2）

2 労働者死傷病報告の報告内容の改正

- 詳細な業種や職種別の集計や、災害発生状況や要因等の的確な把握が容易となるよう、事業の種類欄及び職種欄のコード入力方式への変更、災害発生状況及び原因欄の記載欄の分割を行い、報告内容を改正する。
- また、休業4日未満の災害に係る報告について、電子申請の原則義務化に伴い、一層の活用を図るため、「労働保険番号」や「被災者の経験期間」、「国籍・在留資格」、「親事業場等の名称」、「災害発生場所の住所」など、様式上、明確に記入欄が設けられていなかった事項についても報告事項に加える等所要の改正を行う。

3 施行日

施行日：令和7年1月1日



死亡労働災害が発生した場合は、迅速に監督署までご連絡をお願いいたします。

労働者死傷病報告と労災隠し

以下のようなケースは、「正しい」か「正しくない」か。

① 建設業の現場で発生した労働災害について、元請に迷惑がかかると思い、現場ではなく「店社の土場で発生した」という内容で労働者死傷病報告を行った。

② 建設業の現場で発生した労働災害について、自社の労働保険は事務員分だけ成立していたが、現場作業員の労働保険は成立していなかったため、元請の労働保険を使って療養を受け、休業補償の申請を行った。

③ 現場に入場していた一人親方のAさんと中小事業主のBさんについて、労働災害が発生した場合、それぞれ特別加入によって労災補償請求を行うため、AさんとBさんについては労働者死傷病報告を行う必要はない。

④ 労働災害が発生し、被災者が入院したが、いつ退院できるのかが分からず休業日数が不明であったことから、休業日数が確定するまで労働者死傷病報告を行わなかった。

労働者死傷病報告と労災隠し

以下のようなケースは、「正しい」か「正しくない」か。

- ① 建設業の現場で発生した労働災害について、元請に迷惑がかかると思い、現場ではなく「店社の土場で発生した」という内容で労働者死傷病報告を行った。

⇒ **正しくない**

上記のようなケースは「虚偽報告」とみなされ、安衛法第100条第1項（安衛則第97条）に違反したとして**司法処分**となる可能性があります。

- ② 建設業の現場で発生した労働災害について、自社の労働保険は事務員分だけ成立していたが、現場作業員の労働保険は成立していなかったため、元請の労働保険を使って療養を受け、休業補償の申請を行った。

⇒ **正しい**

元請の労働保険を使用して、下請の労働者に対する各種労災補償を行います。元請になる予定がないなら、現場作業員分の労働保険を成立する必要はありません。仮に現場作業員の労働保険を成立させていたとしても、下請店社の労働保険を使用して労災補償請求をすることはできません。かえって現場での労働災害の隠蔽が疑われる可能性もあるため、労働者死傷病報告には、必ず元請の労働保険番号を記入してください。

- ③ 現場に入場していた一人親方のAさんと中小事業主のBさんについて、労働災害が発生した場合、それぞれ特別加入によって労災補償請求を行うため、AさんとBさんについては労働者死傷病報告を行う必要はない。

⇒ **正しい**

現在は、労働者に関する労働者死傷病報告が必要であり、個人事業主等に係る報告は必要ありません。ただし、令和9年4月以降、個人事業主等に関する報告が必要となる旨、法令改正がなされる予定です。
なお、この報告の要否は、特別加入の要否とは関係ありません。

- ④ 労働災害が発生し、被災者が入院したが、いつ退院できるのかが分からず休業日数が不明であったことから、休業日数が確定するまで労働者死傷病報告を行わなかった。

⇒ **正しくない**

労働者死傷病報告は「**遅滞なく**」提出することとされています。（概ね1ヶ月以内が望ましい。）
また、労働者死傷病報告は「休業見込み日数」を記入するため、休業日数が確定せずとも報告を行うようにしてください。

- ・ 労働災害統計について
- ・ 令和 7 年発生之死傷災害（北海道、名寄署）
- ・ 令和 8 年発生之死傷災害（北海道、名寄署）

労働災害統計表について

- 地域ごと（北海道、名寄、等）の労働者死傷病報告の提出状況を表にして取りまとめたもの。
- 件数に計上されるのは、休業 4 日以上の災害及び死亡災害。
- 暦年（毎年 1 月 1 日～12月31日）で発生した件数を集計。
- 業種ごとに災害件数を取りまとめ。
- 派遣労働者の場合は、派遣先、派遣元、それぞれの事業者に報告義務があるが、派遣元労働者の件数は統計に計上されない。
- 通勤災害は件数に計上されない。
- 「事故の型」や「起因物」別などの分析を行うためにも用いられる。

令和7年発生 の 死傷災害（北海道）

- 全道の令和7年発生 の 労働災害件数は7,779件（内、死亡49件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件増加、死傷災害は854件（9.9%）減少。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

		令和7年確定値						北海道労働局					
業種別	区分	令和7年			令和6年			対前年		業種割合	令和6年確定値		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計		49	7,730	7,779	48	8,585	8,633	-854	-9.9	100.0	48	8,585	8,633
製造業		6	1,103	1,109	7	1,114	1,121	-12	-1.1	14.3	7	1,114	1,121
食料品		1	544	545	2	578	580	-35	-6.0	7.0	2	578	580
木材・家具			92	92		104	104	-12	-11.5	1.2		104	104
紙・印刷			24	24		17	17	7	41.2	0.3		17	17
窯業・土石		1	49	50		42	42	8	19.0	0.6		42	42
金属・機械		1	198	199	3	144	147	52	35.4	2.6	3	161	164
その他		3	196	199	2	229	231	-32	-13.9	2.6	2	212	214
鉱業													
山			1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		2	2
土石採取業		1	26	27		26	26	1	3.8	0.3		26	26
建設業		15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.2	18	834	852
土木工事業		8	272	280	9	263	272	8	2.9	3.6	9	263	272
建築工事業		4	284	288	6	371	377	-89	-23.6	3.7	6	371	377
木造建築業		2	88	90	1	105	106	-16	-15.1	1.2	1	105	106
その他		1	137	138	2	95	97	41	42.3	1.8	2	95	97
交通運輸事業		1	303	304		372	372	-68	-18.3	3.9		372	372
陸上貨物運送事業		6	813	819	4	855	859	-40	-4.7	10.5	4	855	859

- 令和7年の全道の建設業における災害発生状況は
死亡 15件
死傷 796件
- 建設業の死傷災害は全体の約10.2%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約3.6%（建設業の中では約35.2%）、建築工事業が全体の約3.7%（建設業の中では約36.2%）をそれぞれ占めている。

令和7年発生 の 死亡災害（北海道）

- 全道の令和7年発生 の 死亡災害は49件と、1件（2.1%）増加した。
- 全道の令和7年発生 の 建設業の死亡災害は15件と、3件（16.7%）減少した。
- 全道の令和7年発生 の 死亡災害の内、建設業が占める割合は30.6%だった。

令和7年 業種別死亡災害発生状況 [確定]

令和7年確定値					北海道労働局			
業 種	令 和 7 年		令 和 6 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	49 (10)	100.0	48 (4)	100.0	1	2.1	-5	-11.4
製 造 業	6 ()	12.2	7 ()	14.3	-1	-14.3	-1	-14.3
鉱 業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
建 設 業	15 (1)	30.6	18 (1)	36.7	-3	-16.7	-3	-17.6
交通運輸事業	1 (1)	2.0	()		1	—		—
陸上貨物運送事業	6 (4)	12.2	4 (2)	8.2	2	50.0		
港湾運送業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
林 業	5 ()	10.2	4 ()	8.2	1	25.0	1	25.0
その他の事業	14 (4)	28.6	15 (1)	30.6	-1	-6.7	-4	-28.6

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の確定値である。
※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

- ❑ 各種災害統計は、北海道労働局ホームページで公表されています。
- ❑ 名寄署管内では、11月に建設業における死亡労働災害が発生しています。

[illegible]

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
7	11	19時台	土木工事業	10人以上29人	墜落、転落	動力運搬機	被災者は、河川敷にあるパークゴルフ場の維持管理業務において、低気圧の接近に伴う河川の増水に備え、コースの設備を回収する作業に従事し、増水して浸水していた管理道をトラックでバック走行していたところ、道路から逸脱して路肩から川へ転落したものの。

名寄監督署管轄

令和7年発生之死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和7年発生之死傷労働災害は145件（内、死亡1件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件減少、死傷災害は13件増加。
- 名寄署管内で発生した唯一の死亡労働災害が建設業であった。

令和7年 業種別労働災害発生状況

(確定)

名寄労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	144	145	2	130	132	13	9.8	100.0	2	130	132
製造業		24	24		31	31	-7	-22.6	16.6		31	31
食料品		8	8		19	19	-11	-57.9	5.5		19	19
木材木製品		11	11		8	8	3	37.5	7.6		8	8
紙・パルプ												
窯業・土石	1	1					1		0.7			
金属・機械				2	2		-2			2	2	
その他	4	4		2	2		2	100.0	2.8	2	2	
土石採取業	2	2					2		1.4			
建設業	1	21	22		22	22			15.2		22	22
土木工事業	1	10	11		10	10	1	10.0	7.6		10	10
建築工事業		6	6		9	9	-3	-33.3	4.1		9	9
木造建築業		2	2		2	2			1.4		2	2
設備工事業		3	3		1	1	2	200.0	2.1		1	1
交通運輸事業		2	2		2	2			1.4		2	2
陸上貨物運送事業		14	14		9	9	5	55.6	9.7		9	9

- 令和7年の名寄署管内の建設業における災害発生状況は

死亡 1件（前年比1件増）

死傷 22件

- 建設業の死傷災害は全体の約15.2%を占めている。

- 建設業の中では、土木工事業が全体の約7.6%（建設業の中では約50.0%）、建築工事業が全体の約4.1%（建設業の中では約40.9%）をそれぞれ占めている。

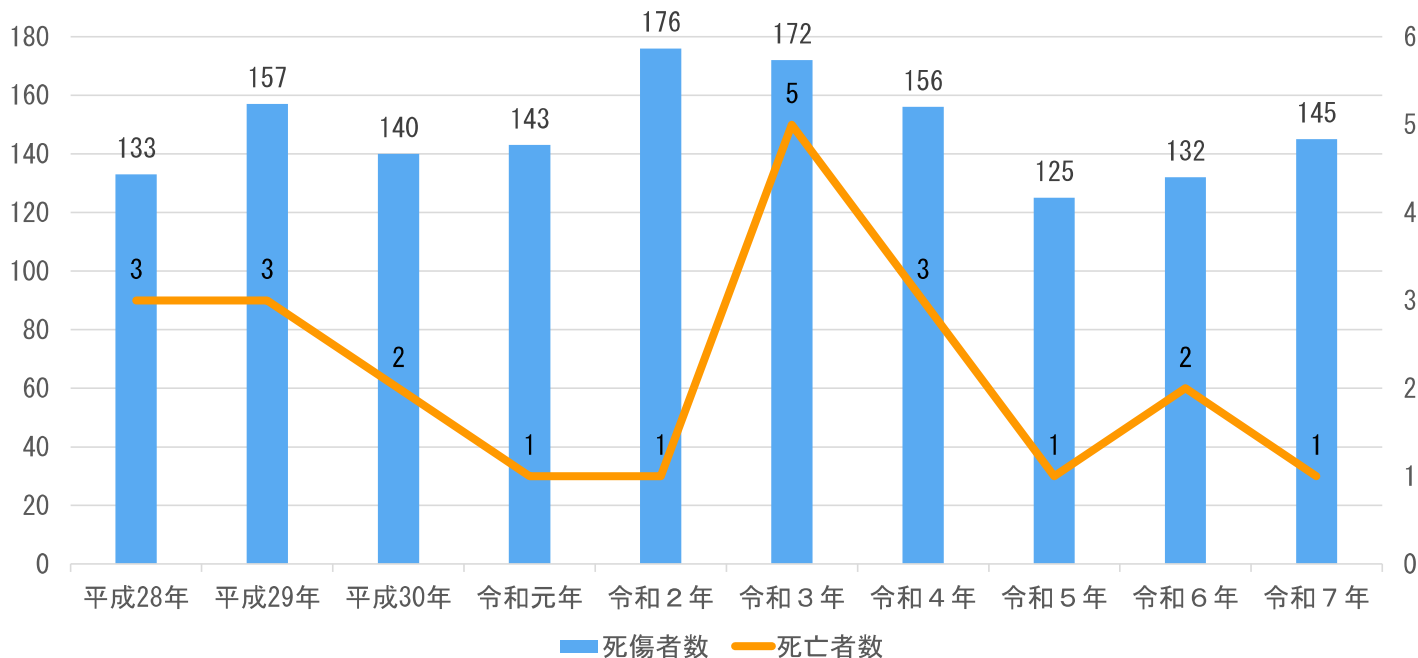
区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	144	145	2	130	132	13	9.8	100.0	2	130	132
建設業	1	21	22		22	22			15.2		22	22
土木工事業	1	10	11		10	10	1	10.0	7.6		10	10
建築工事業		6	6		9	9	-3	-33.3	4.1		9	9
木造建築業		2	2		2	2			1.4		2	2
設備工事業		3	3		1	1	2	200.0	2.1		1	1

- 名寄署管内の令和7年発生之死傷労働災害は145件（内、死亡1件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件減少、死傷災害は13件増加。
- 名寄署管内で発生した唯一の死亡労働災害が建設業であった。
- 令和7年の名寄署管内の建設業における災害発生状況は、死亡1件、死傷22件
- 建設業の死傷災害は全体の約15.2%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約7.6%（建設業の中では約50.0%）、建築工事業が全体の約4.1%（建設業の中では約40.9%）をそれぞれ占めている。

死傷災害の推移（名寄署－全業種）

- 名寄署の全業種における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおり。
- 死亡災害は令和3年に5件発生し、死傷災害は令和5年以降増加傾向にある。

災害発生件数推移（死傷災害－全業種）

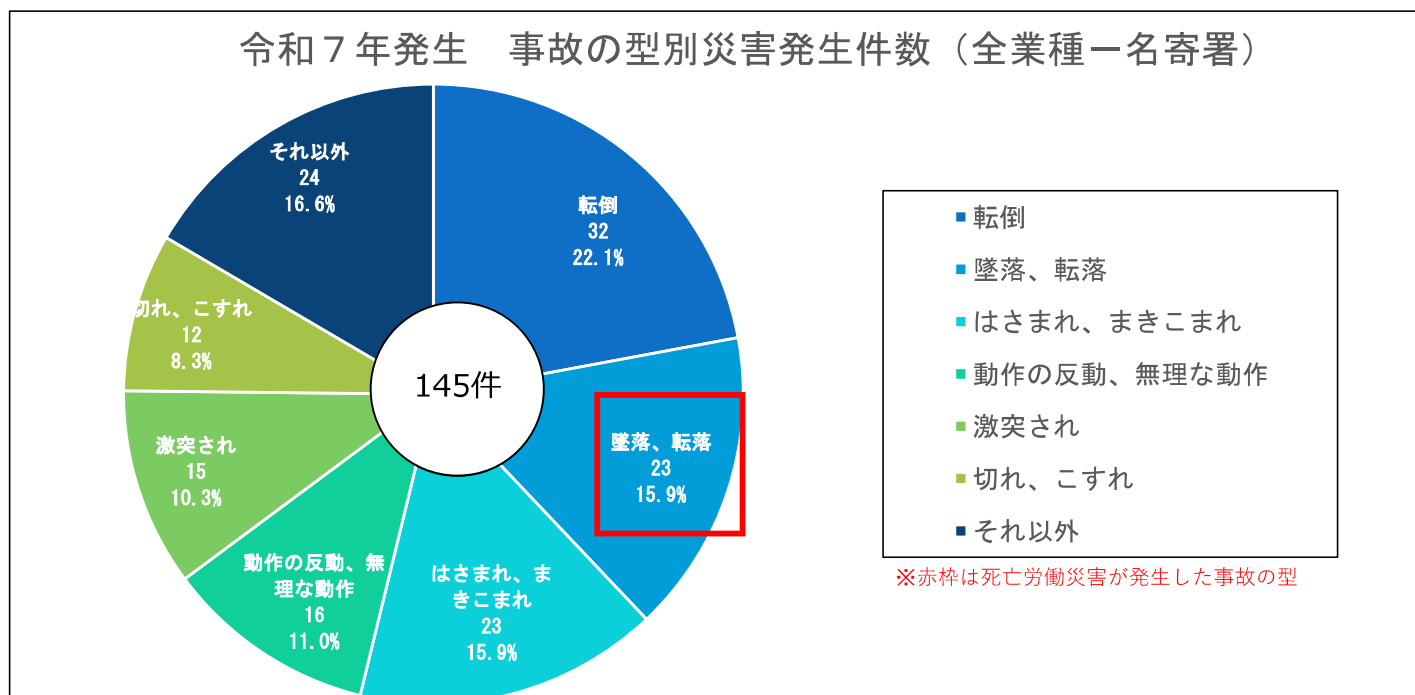


出典：労働者死傷病報告

令和7年発生 of 死傷災害（名寄署－全業種）

- 名寄署における令和7年発生 of 労働災害 of 事故 of 型別 of 内訳は以下のとおりです。
- 「転倒」が32件と最も多く、「墜落、転落」「はさまれ、まきこまれ」の23件と続きます。

令和7年発生 事故 of 型別災害発生件数（全業種－名寄署）

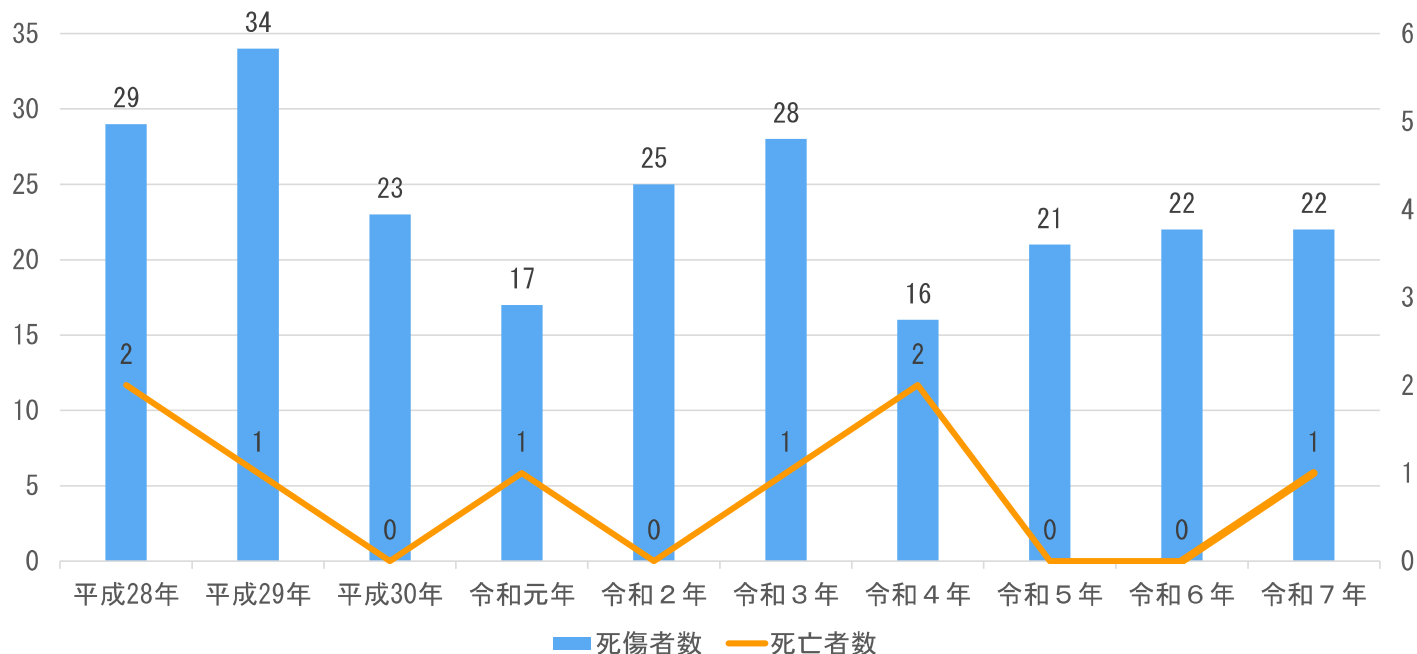


出典：労働者死傷病報告

死傷災害の推移（名寄署－建設業）

- 名寄署の建設業における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおりです。
- 死亡災害が2件発生している年もあり、死傷災害は令和4年以降微増傾向にあります。

災害発生件数推移（死傷災害－建設業）

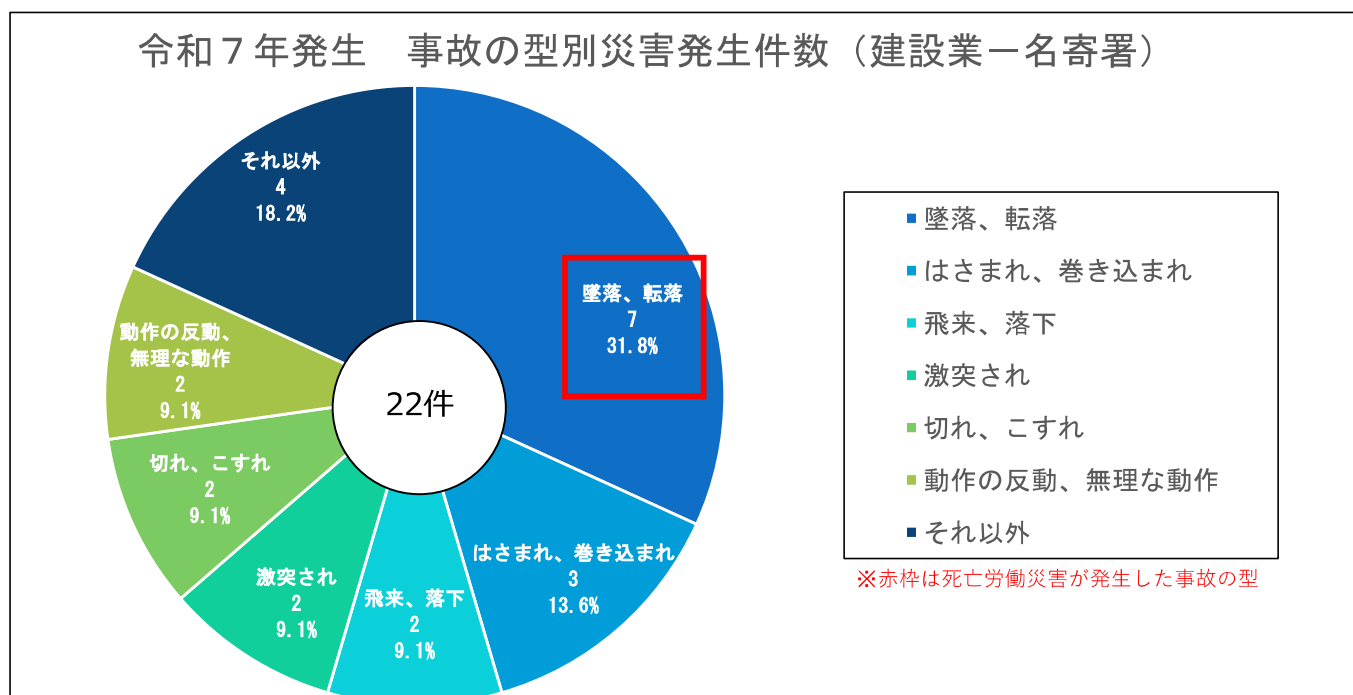


出典：労働者死傷病報告

令和7年発生 of 死傷災害（名寄署－建設業）

- 名寄署における令和7年発生 of 労働災害 of 事故 of 型別 of 内訳は以下のとおりです。
- 「墜落、転落」が7件と突出して多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」が3件発生しました。

令和7年発生 事故 of 型別災害発生件数（建設業－名寄署）



出典：労働者死傷病報告

名寄署における死亡災害事例について（建設業）

災害事例①

□ 災害の状況：

被災者は、河川敷にあるパークゴルフ場の維持管理業務において、低気圧の接近に伴う河川の増水に備え、コースの設備を回収する作業に従事し、増水して浸水していた管理道をトラックでバック走行していたところ、道路から逸脱して路肩から川へ転落したものの。

□ 再発防止対策：

路肩等の転落のおそれのある場所においては、誘導者を配置する、誘導者を配置しない場合はガードレールを設ける、等の措置を講じ、転落防止措置を徹底する。

災害事例②

□ 災害の状況：

被災者は委託を受けた施設の屋根の雪下ろし作業で、屋根上に上がり雪庇を落としていたところ、足元の雪が屋根を滑り出し、雪とともに地上に墜落し、雪に埋まったもの。（2名死亡）

□ 再発防止対策：

要求性墜落制止用器具の着用を徹底し、墜落防止措置を講じること。屋根の構造、雪庇の状態、墜落制止用器具を掛ける場所等を、事前に確認して作業者に共有すること。

災害事例③

□ 災害の状況：

被災者は、管理用道路上において、草刈り機用アタッチメントを装着した農業用トラクターを運転し、用水路脇の草刈り作業を行っていた。その際、トラクターが用水路側に横滑りし体勢を戻そうとしたがバランスを崩し、トラクターが横転して用水路に転落したものの。

□ 再発防止対策：

乗用草刈り機による運転を実施する前に、作業場所の状況（傾斜、溝、凹凸等）を調査・把握し、作業範囲を適切に決定すること。

令和 8 年発生 の 死傷災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生（5 月末時点、以下同）の労働災害件数は2,507件（内、死亡15件）で、前月より458件増。
- 前年同期と比較して、死亡災害は11件減少、死傷災害は163件（6.1％）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況 その1

		令和8年5月末現在						北海道労働局					
業種別	区分	令和 8 年			令和 7 年			対 前 年		業種割合	令和 7 年 確 定 値		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計		15	2,492	2,507	26	2,644	2,670	-163	-6.1	100.0	49	7,730	7,779
製造業	製 造 業	2	369	371	2	363	365	6	1.6	14.8	6	1,103	1,109
	食 料 品		181	181		180	180	1	0.6	7.2	1	544	545
	木 材 ・ 家 具		31	31		32	32	-1	-3.1	1.2		92	92
	紙 ・ 印 刷		7	7		7	7			0.3		24	24
	窯 業 ・ 土 石	2	15	17		17	17			0.7	1	49	50
	金 属 ・ 機 械	71	71	1	57	58	13	22.4	2.8	2.8	1	198	199
	そ の 他	64	64	1	70	71	-7	-9.9	2.6	2.6	3	196	199
	鉱 山											1	1
建設業	土 石 採 取 業		3	3		10	10	-7	-70.0	0.1	1	26	27
	建 設 業	5	233	238	8	243	251	13	5.2	9.5	15	781	796
	土 木 工 事 業		75	75	2	94	96	-21	-21.9	3.0	8	272	280
	建 築 工 事 業	2	82	84	3	88	91	-7	-7.7	3.4	4	284	288
	木 造 建 築 業	3	26	29	2	24	26	3	11.5	1.2	2	88	90
	そ の 他	50	50	1	37	38	12	31.6	2.0	2.0	1	137	138
交通運輸事業		102	102		137	137	-35	-25.5	4.1	4.1	1	303	304
陸上貨物運送事業		3	313	316	2	300	302	14	4.6	12.6	6	813	819

- 令和 8 年の全道の建設業における災害発生状況は
死亡 5 件
死傷 238件（前月 + 44件）
- 建設業の死傷災害は全体の約 9.5%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約3.0%、建築工事業が全体の約3.4%をそれぞれ占めている。

令和 8 年発生 の 死亡災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生 の 死亡災害は15件と、前年同期より11件（42.3％）減少した。
- 全道の令和 8 年発生 の 建設業の死亡災害は5 件と、前年同期より 3 件（37.5％）減少した。
- 全道の令和 8 年発生 の 死亡災害の内、建設業が占める割合は33.3%だった。

令和8年 業種別死亡災害発生状況 [速報]

令和8年5月末現在					北海道労働局			
業 種	令 和 8 年		令 和 7 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	15 (3)	100.0	26 (6)	100.0	-11	-42.3	-8	-40.0
製 造 業	2 ()	13.3	2 ()	7.7				
鉱 業	()		()					
建 設 業	5 ()	33.3	8 ()	30.8	-3	-37.5	-3	-37.5
交通運輸事業	()		()					
陸上貨物運送事業	3 (1)	20.0	2 (2)	7.7	1	50.0	2	-
港湾運送業	()		()					
林 業	()		5 ()	19.2	-5	-100.0	-5	-100.0
その他の事業	5 (2)	33.3	9 (4)	34.6	-4	-44.4	-2	-40.0

出典：労働者死傷病報告

令和8年発生死亡災害事例（北海道－建設業）

- 各種災害統計は、北海道労働局ホームページで公表されています。
- 発生した5件はいずれも建築工事業(内1件は木建)、いずれも「墜落、転落」又は「崩壊、倒壊」に係るものです。

令和8年 建設業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
8	2	10時台	建築工事業	10人以上29人	墜落、転落	仮設物、建築物、構造物	被災者は、自社の2階建て倉庫(一部平屋)の平屋部分の屋根(傾斜約13度)に被災者らが登り雪下ろし作業をしていたところ、屋根に積もっていた雪が滑り、足元をすくわれ、約1.5m下方の雪山上に墜落し、当該屋根から落ちてきた雪に全身が埋まったもの。
8	2	10時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構造物	被災者は、牧場厩舎の外壁腐食部分の修繕作業において、わく組足場の3層目で厩舎外壁のベニヤ板を取り外し、木枠のほこりや汚れをスクレーパー(へら)で除去していたところ、バランスを崩し、約5m下の地面に墜落したものの。

8	4	11時台	建築工事業	10人以上29人	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構造物	被災者ら2名は、芯材(H鋼)と土留め板で構成された既設の土留め壁に沿って掘削された溝の内部で、合板による土留め壁を設置する作業を行っていたところ、既設の土留め壁が崩壊し、被災者1名が土砂に生き埋めとなったもの。
8	3	9時台	木造家屋建築工事業	10人未満	墜落、転落	動力運搬機	木造住宅の新築工事現場において、被災者がトラックの荷台(荷台高さ約0.8m、あおり高さ約0.5m)で作業を行っていたところ墜落したもの。
8	4	11時台	建築工事業	10人未満	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構造物	ブロック塀の解体工事現場において、間知ブロック(高さ1.0m)の上に積み上げられたコンクリートブロック(高さ1.3m)の解体作業中、被災者が当該塀の補強用の鉄筋を切断したところ、コンクリートブロックが倒れて下敷きとなったもの。



北海道労働局HP
「北海道の労働災害統計」はこちら

令和 8 年発生 の 死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和 8 年発生 の 労働災害は33件、死亡労働災害は発生していません。
- 前年と比較して、死傷災害は11件（25.0%）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況

令和8年（5月末 現在）

名寄労働基準監督署

区分 業種別	令和8年（5月末）			令和7年（5月末）			対 前 年		業種 割合 (%)	令和7年（確定）		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計		33	33		44	44	-11	-25.0	100.0	1	144	145
製 造 業		9	9		4	4	5	125.0	27.3		24	24
食 料 品		5	5		2	2	3	150.0	15.2		8	8
木 材 木 製 品		3	3		1	1	2	200.0	9.1		11	11
紙 ・ パ ル プ												
窯 業 ・ 土 石										1		1
金 属 ・ 機 械												
そ の 他		1	1		1	1			3.0	4		4
土 石 採 取 業					2	2	-2			2		2
建 設 業		2	2		8	8	-6	-75.0	6.1	1	21	22
土 木 工 事 業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.0	1	10	11
建 築 工 事 業		1	1		4	4	-3	-75.0	3.0		6	6
木 造 建 築 業					1	1	-1			2		2
設 備 工 事 業										3		3
交 通 運 輸 事 業		1	1		1	1			3.0		2	2

- 令和 8 年 の 名寄署管内の建設業における災害発生状況は
死亡 0 件
死傷 2 件
- 建設業の死傷災害は全体の約6.1%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業と建築工事業が全体の約3.0%をそれぞれ占めている。

区分 業種別	令和8年（5月末）			令和7年（5月末）			対 前 年		業種 割合 (%)	令和7年（確定）		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計		33	33		44	44	-11	-25.0	100.0	1	144	145
建 設 業		2	2		8	8	-6	-75.0	6.1	1	21	22
土 木 工 事 業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.0	1	10	11
建 築 工 事 業		1	1		4	4	-3	-75.0	3.0		6	6
木 造 建 築 業					1	1	-1				2	2
設 備 工 事 業											3	3

- 名寄署管内の令和 8 年発生 の 労働災害は33件、死亡労働災害は発生していません。
- 前年と比較して、死傷災害は11件（25.0%）減少。
- 令和 8 年 の 名寄署管内の建設業における災害発生状況は、 死亡 0 件、 死傷 2 件
- 建設業の死傷災害は全体の約6.1%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業と建築工事業が全体の約3.0%をそれぞれ占めている。

- 建設工事着工期労働災害防止運動
- 第14次労働災害防止計画
- 全国安全週間
- 各種労働災害防止対策



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設工事着工期労働災害防止運動

- 運動期間は毎年4月1日～6月30日。
- 5月の最終週（5月25日～5月31日）は**建設安全週間**でした。
- 掲示、リスクアセスメント、現場パトロール等積極的な災害防止対策を講じてください。

建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）
（運動期間 令和8年4月1日～6月30日） 厚生労働省北海道労働局

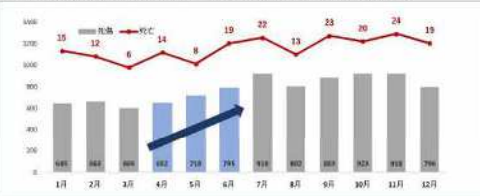
[illegible]

- [illegible]

建設工事着工期労働災害防止運動

～「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～
運動期間：令和8年4月1日～6月30日

- ◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成27年～令和6年)の各月計



- ◆ 業種別・月別労働災害発生件数の推移 過去 10 年(平成 27 年～令和 6 年)の各月計



- 建設工事現場が動き出す4月～6月の「**着工期**」こそ、安全対策の「**真**」を決める時期です。
- 安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点として「**建設工事着工期労働災害防止運動**」を展開します。
- 特に、**5月25日から5月31日までを「建設安全週間」**と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ります。

建設工着工期労働災害防止運動の
実施要項やリーフレットのダウン
ロードはこちらから。

北海道労働局HP

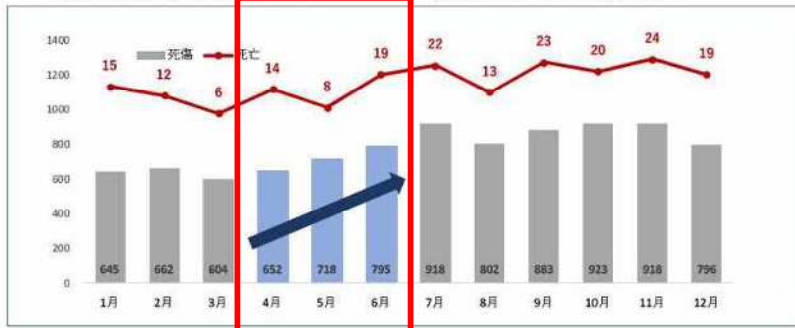


「リーフレット」及び「実施要綱」全文は、北海道労働局のホームページ内のホーム＞労働条件・職場の安全衛生＞職場の災害防止対策＞建設業の労働災害防止対策等についてに掲載しますので、活用してください。

建設工事着工期労働災害防止運動

- ❑ 運動期間は毎年4月1日～6月30日。
- ❑ 5月の最終週（5月25日～5月31日）は**建設安全週間**でした。
- ❑ 掲示、リスクアセスメント、現場パトロール等積極的な災害防止対策を講じてください。

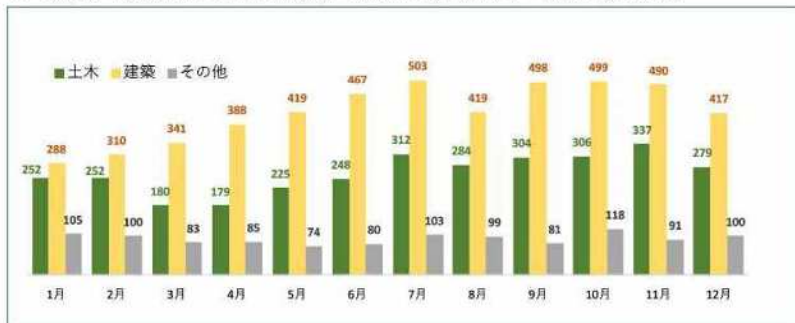
◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成27年～令和6年)の各月計



建設工事着工期労働災害防止運動期間となる4～6月は、建設業の労働災害発生件数が増加し、その後元の水準に戻りにくいという特徴があります。

4～6月の労働災害発生件数の増加を抑えることで、年間の労働災害発生件数の抑制につながります。

◆ 業種別・月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成27年～令和6年)の各月計



- ❑ 実施要項に基づく重点取組事項は以下のとおりです。
- ❑ リーフレット等を用いて、関係労働者への周知及び教育を実施いただくようお願いします。
- ❑ 監督署でステッカーを配付しておりますので、必要な方はご来署ください。

建設工事着工期労働災害防止運動

STOP! 労働災害 運動期間 令和8年4月1日～6月30日

第14次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 「エイジフレンドリー指針」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- ❑ 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協会社としてRA・KYT・TBM等）。
- ❑ 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- ❑ 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- ❑ 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- ❑ 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実に行いましょう。
- ❑ 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- ❑ 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。

建設工事着工期労働災害防止運動の実施要項やリーフレットのダウンロードはこちらから。

北海道労働局HP



北海道労働局ホームページ
「建設工事着工期労働災害防止運動」

厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署（支署）

【工事事務所などに掲示しましょう】

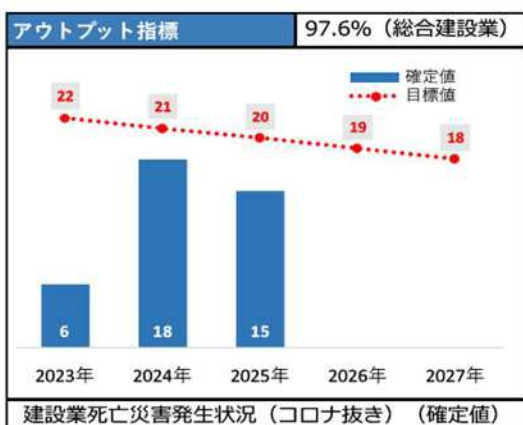
- ❑ 建設業の目標は、2027年までに2022年と比較して死亡災害を20%以上減らすことです。
- ❑ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを再度確認及び教育しましょう。
- ❑ 各社にあった安全衛生対策を自発的に取り組んでいただくことが効果的です。

[illegible]

- 建設業の目標は、2027年までに2022年と比較して死亡災害を20%以上減らすことです。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを再度確認及び教育しましょう。
- 各社にあった安全衛生対策を自発的に取り組んでいただくことが効果的です。

死亡者数を2022
年と比較して20%
以上減少させる

建設業における死亡者数は15人と目標を達成しました。
事故の型別内訳は墜落、転落8人、はさまれ・巻き込まれ2人、転倒・崩壊・倒壊、高温・低温の物との接触、有害物等との接触、交通事故（道路）がそれぞれ1人でした。
墜落、転落災害のうち、半数の災害は操縦していた建設機械や動力運搬機ごと路肩から転落したものです。高所からの墜落・転落災害防止対策に加え、建設機械等の路肩からの転落防止対策についても徹底する必要があります。



第99回 全国安全週間

- 運動期間：令和8年7月1日～7日
- 準備期間：令和8年6月1日～6月30日



(1) 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施 ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- その他の取組

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策 ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高齢者に対する労働災害防止対策
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- 特定自主検査の適正な実施
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策
- 個人事業者等を含めた災害防止対策

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施
- その他の取組

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高齢者に対する労働災害防止対策
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- 特定自主検査の適正な実施
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策
- 個人事業者等を含めた災害防止対策

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp>

労働者のみなさんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp>

職場の安全、全国安全週間に関する情報は こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生 検索

中央労働災害防止協会 安全週間 検索

労働基準監督署等への届出は 電子が簡単！

届出入力支援サービス 検索

業種別の労働災害防止対策（建設業を含む）や、業種横断的な労働災害防止対策（高齢労働者、外国人労働者、熱中症対策、等）について掲げられています。要綱やリーフレットを確認し、各種労働災害防止対策を徹底お願いいたします。

指針・リーフレットはこちらから

中災防HP



はしご・脚立の取扱いについて

- はしご、脚立は身近な用具ですが、骨折などの重篤な災害が多数発生。中には死亡災害も。
- 使用上の注意事項をチェック。トラックの荷台から飛び降りたりせず、3点支持の徹底を。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの先端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※開設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ なじ、ビンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を設ける
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、堅固制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

チェックリストはホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省HP



資材置場や物置等に印刷したリーフレットを配架し、チェックリスト代わりにご活用いただけます！

転倒災害防止対策

- ❑ 冬季以外も靴底に泥がついたり、濡れた床などで転倒災害が発生。移動するときは慎重に。
- ❑ 通路の整理整頓、床面の凹凸をなくす、足元の突起に目立つようなテープを貼るなど工夫を。



全業種版

- ❑ 冬季以外も靴底に泥がついたり、濡れた床などで転倒災害が発生。移動するときは慎重に。
- ❑ 通路の整理整頓、床面の凹凸をなくす、足元の突起に目立つようなテープを貼るなど工夫を。
- ❑ 中高年齢の女性特有の転倒災害についても厚労省リーフレットが公開されております。



「中高年齢の女性を中心に」版
（ロコモティブシンドローム）

転倒災害防止対策

- ❑ 北海道労働局では、転倒等リスク評価セルフチェック票を公表しております。
- ❑ マニュアルを参照し、セルフチェックを実施いただくようお願いいたします。

転倒等リスク評価セルフチェック票

マニュアル

[illegible][illegible]

北海道労働局HPでダウンロードできます

- 「転倒災害」といっても、様々な種類があります。
 - 「滑り」による転倒災害
 - 「つまづき」による転倒災害
 - 物理的な要因ではなく身体的な要因による転倒災害
- 災害の種類を把握しておくことで、リスクや災害を防止するための措置について検討することができるようになります。
- 例えば、「敷鉄板の上に物を放置しない（つまづき防止）」「冬季は融雪剤を散布する（滑り防止）」「定期的にセルフチェックを行う（ソフト的対策）」等が措置として考えられます。

令和8年度エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。

■ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

■ 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)→

補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

・ 1年以上事業を実施していること

・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等)

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：4/5
上限額：100万円
(B、Cの関連補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期限は、令和8年8月31日までに、なっております。
ご注意ください。

第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高年齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。)
補助率：1/2
上限額：100万円(A、Cの関連補助金額を含む)
(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。)
補助率：1/2
上限額：100万円(A、Bの関連補助金額を含む)
(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額 100万円(消費税を除く)】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う設備・装置の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額 30万円(消費税を除く)】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(関係者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

高齢労働者の労働災害防止のためには、専門家によるリスクアセスメントの実施や、設備・装置上の措置を講じることが効果的です。

エイジフレンドリー補助金を活用し、高齢労働者の労働災害ゼロを目指しましょう。(対象の要件あり)

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

その他の労働災害対策（蜂刺され）

アナフィラキシーショックについて

危険!! 蜂刺され災害を防ごう

今年は、蜂刺されによる災害について、例年より多い傾向が見られます。
一般的にスズメバチに刺される危険な時期は、7月～10月であると言われており、これからの季節、
当分の間は注意が必要です。
つきましては、下記の蜂刺されによる労働災害防止対策及び資料を参考いただき、対策の徹底を
お願いします。

【蜂刺されによる労働災害防止対策】

- 1 作業前に作業場所の蜂の生息状況を確認すること。
- 2 巣が確認された場合は掘削等の刺激を与えないようにし、除去等を行うまでは巣の近くでの作業は避けること。
- 3 作業中に蜂が近づいてきた場合には、速やかに遠ざかること。
- 4 蜂を刺さない服装等で作業すること。（スズメバチの場合、黒地の着衣等や香水、化粧品等で匂いのするものも避ける。）
- 5 蜂が毎年発生する場所等で作業を行うときは、顔面を保護する防蜂網及び防護手段等を着用すること。特に、蜂アレルギーのある者は必ず着用すること。
- 6 蜂の殺虫剤スプレーを携帯すること。
- 7 蜂に刺されたときの救急措置を周知すること。
（刺された時の症状には、刺された場所まわりに現れる局所症状と、体中にでる全身症状があるので、症状を観察し直ちに応急措置を行うこと。移送する際には、背負わないで担架で運ぶこと。）

【蜂に刺されたら、落ち着いて次のように行動してください。】

刺された場所が巣の近くなら、速やかに巣から離れてください!!
1匹のハチに刺されると毒液（毒物質）が空中にまき散らされるため、多数のハチの攻撃を受けることがあり危険です。スズメバチが追いかけ回す距離は蜂より遠いですが、概ね10m～50m程度です。
○傷口を流水（水道水など）でよく洗い、手で毒液を絞り出すようにします。手で洗うことは毒を薄める効果と傷口を冷やす効果が期待できます。
○患部に虫刺されの薬（抗ヒスタミン軟膏）を塗ります。アンモニアは全く効果がありません。
○以上の処置を施した後、できるだけ速やかに医師の診察を受けてください。
○ショック症状（意識がもうろうとしたり、呼吸困難、血圧の低下）があれば緊急を要します。すぐに119番通報し、救急車を要請してください。【小野市消防本部HPより】

- 8 若年労働者、臨時労働者等の経験の多くない労働者に対して、蜂刺され労働災害防止対策等の安全衛生教育を実施すること。
- 9 緊急連絡体制を整備し、労働者に周知すること。

【蜂に刺されたときの症状】

- 一般的な症状
激しい痛みと刺された場所が赤く腫れる。
腫れが取れた後も腫れや痛みがのこる。
- 軽度
痒み、体のだるさ、息苦しさを感じる。
- 中等症
喉が詰ったような感じや胸苦しさを覚える。
口の周き、顔、下唇、喉、舌、めまい
- 重症
意識がもうろうとする。
さらに悪化すると、痙攣、意識消失、血圧の低下がみられる。
アナフィラキシーショックを起こし死亡することがある。
※ショック症状が現れる時間が短いほど危険性が高い。



アナフィラキシーショックとは、毒液等のアレルギー反応で極めて短期間（数分～30分以内）に起きる全身性アレルギー反応（全身に及ぶアレルギー反応）をいう。
アレルギー反応による反応は、ほとんどがアナフィラキシーショックによる血圧の低下と意識の障害による呼吸困難が原因です。
ショック状態は、喉を食む腫れや喉詰りをきたした場合に多く発生し、極めて短時間（数分～10分以内）で死亡が危れます。【小野市消防本部HPより】

鳥取労働局 健康安全課

蜂刺され対策用の自己注射器について

蜂刺されによる死亡災害は、林業など蜂との接触機会が多い山で働く人はもとより、近年特に国民の自然に触れ合う機会の増加や住居の山間部への接近などから、一般の人々にも蜂刺されの被害が多くなってきており、厚生労働省の人口動態統計によると、増減はあるものの近年は全国で毎年20～30人が亡くなっています。

蜂刺され被害は、蜂毒に起因するアナフィラキシーショックによるもので、この補助治療薬としてアドレナリンの自己注射器（商品名：エピペン®）があります。

この治療薬については、国有林において平成7年から「治験的扱い」として当時製造・販売されていた米国から輸入し、現場職員に所持させ、効果を上げていました。このため、国有林においても自己注射器の使用について強い要望が出され、平成15年8月1日に、厚生労働省から承認され、販売が開始されました。

このことにより、自己注射器の使用が、国有林の作業従事者も使用可能となり、蜂刺され死亡災害の発生が抑えられています。



図：エピペンの自己注射の方法



カリーキャップを離れ、エピペンの針を取り出し、片手でしっかりと握り、もう片方の手で黄色の安全キャップを外す。



大腿の前外側（膝関節に近く、先端がカチ）と書かせるまで押す。



注射針、オレンジ色のニードルカバーが伸びているかどうかを確認し、ニードルカバー側から携帯用ケースに戻す。

なお、エピペンに関する情報連絡等については下記のとおりです。

【エピペンに関する情報入手方法】

○エピペンの専用のウェブサイト

<https://www.epipen.jp>



※ここでは、エピペンの使用方法等を知ることができます。

3

- 足場にかかる法改正
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進について
- 石綿障害予防について
- 熱中症対策

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

足場にかかる法改正

安衛則第576条各項

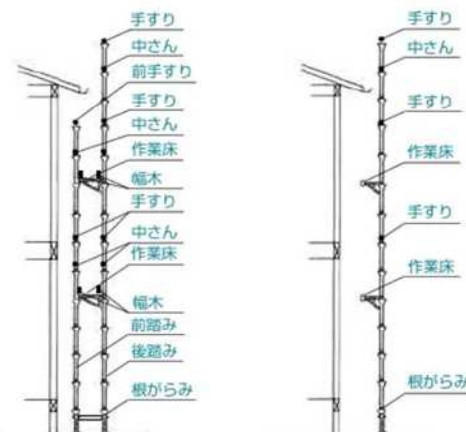
足場の点検について次の事項を実施する必要があります。

- ・作業を行うとき、点検者を指名して点検し、異常を認めたときは直ちに補修する。
- ・天災等の後、足場の組立て、一部解体、変更後は、作業を開始する前に法定の事項について点検し、異常を認めたときは直ちに補修する。
- ・法定の事項の点検を行ったときは、「点検の結果」「点検者の氏名」「（補修等の措置を講じた場合は）当該措置の内容」

第561条の2

事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。



二側足場の例

ブラケット一側足場の例

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進について

□ 「個人事業者等」とは

- 「個人事業者等」には、**個人事業者**のほか、**中小事業者の代表者又は役員**も対象です。

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者の義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に關して定められている以下の4つの省令で、作業場所に対応する危険性に対するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。
・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

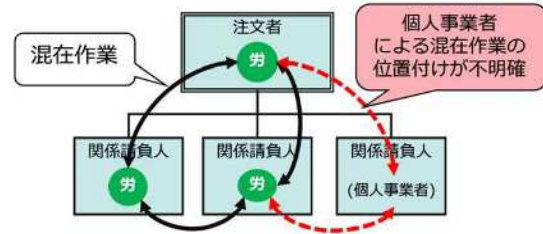
- 立入禁止とすることが必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対して保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等での例外的な作業を行わせる場合に限られますが、それ以外の理由であっても、① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面、② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 2024年4月作成

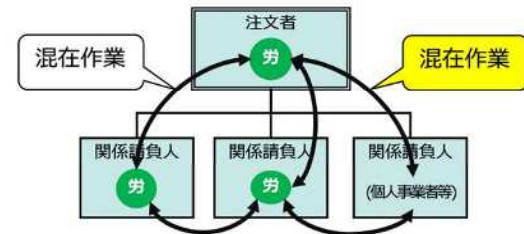
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



□ 個人事業者等を「労働安全衛生法による保護対象・義務の主体」として位置づけ

- 注文者の責務の範囲の明確化 **(R7.5)**
- 注文者等が行う措置の対象に「個人事業主等」を含める **(R8.4)**
- 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整 **(R9.4)**
- 個人事業主等自身による措置－機械等の安全の確保 **(R9.4)**
 - ・ 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止。
 - ・ 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施。
- 個人事業主等自身による措置－危険有害業務に関する安全衛生教育 **(R9.4)**
 - ・ 労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には、特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化。
- 個人事業主等の休業4日以上の災害について、特定注文者は監督署に遅滞なく報告する。 **(R9.4)**
- 個人事業主等による労働基準監督署への申告制度を創設 **(R8.4)**

「個人事業者」とは。

個人であるか法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を請け負うもので労働者を使用しない者」が該当する。

※他法令とは定義が異なるため注意

石綿障害予防について

- 石綿による健康被害を防止するため、石綿則に基づく措置を徹底する必要があります。

その病気、その症状は
アスベスト

石綿が原因 かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで
亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの
症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を
受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）



- 石綿は、**肺がん**や**中皮腫**などの深刻な疾病の原因となる物質です。
- 切断等を伴う石綿除去作業等により、現場作業に従事する労働者が石綿にばく露する可能性があります。
- 労働者の石綿のばく露を防止するため、
 - 事前調査の実施
 - 有資格者の選任及び特別教育の修了
 - 飛散抑制・隔離措置・保護具着用等を徹底する必要があります。

- 令和5年10月1日以降着工の工事において、「建築物石綿含有建材調査者」による事前調査の実施が義務化されております。

- 「特定建築物」「一般建築物」「一戸建て等」による資格の区分があります。

- 令和8年1月1日以降着工の工事において、「工作物石綿事前調査者」による事前調査の実施が義務化されました。

- 一部の工作物について、事前調査者の講習受講が義務となりました。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

令和5年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります!

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です。

事前調査結果の報告は義務です。

令和5年10月1日以降着工の工事から!!

令和5年10月1日以降着工の工事から!!

令和5年10月1日以降着工の工事から!!



令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

この工事でも
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要となります。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

ボイラー、電力設備、プラント設備、電気設備、発電設備、変電設備、送電設備

有資格者による調査をせざるを得ない場合は、自治体等に相談してください。

また、石綿が飛散し汚染、作業従事者、周辺住民の方の健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

いますぐご確認ください

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 反応槽、加熱槽、ボイラー及び圧力容器、熱交換機、貯蔵槽、防振設備、発電設備、送電設備

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突、トンネルの天井板、プラントホームの工事、変電設備、発電機、鉄道の駅地下式構造物の壁及び天井板、観光エレベーターの昇降機の窓、その他の工作物で資料の調査、モニタリング、コンクリート補修等（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

工作物石綿事前調査者講習が必要

いいえ

工作物石綿事前調査者講習は不要

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。

石綿障害予防について

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

特定工務所
（労働安全衛生法第107条の2第1項）

特定工務所以外の工務所
（労働安全衛生法第107条の2第2項）

石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の義務

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

石綿事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

原則、すべての建築物・工務所、商船の船体の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を確認（事前調査）しなければなりません。

建築物 工務所 船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

1

石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

2

石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等であっても、事前調査結果の報告が必要！

※建築物等（建築物等）の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を確認（事前調査）しなければなりません。

報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事
（労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類）

報告対象外の小規模な工事
（労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類）

事前調査対象の解体・改修工事（労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類）

報告対象外の小規模な工事（労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類）

事前調査対象の解体・改修工事（労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類）

報告対象外の小規模な工事（労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類）

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類

事前調査の結果

労働安全衛生法第107条の2第1項に規定する石綿工事の種類

労働安全衛生法第107条の2第2項に規定する石綿工事の種類



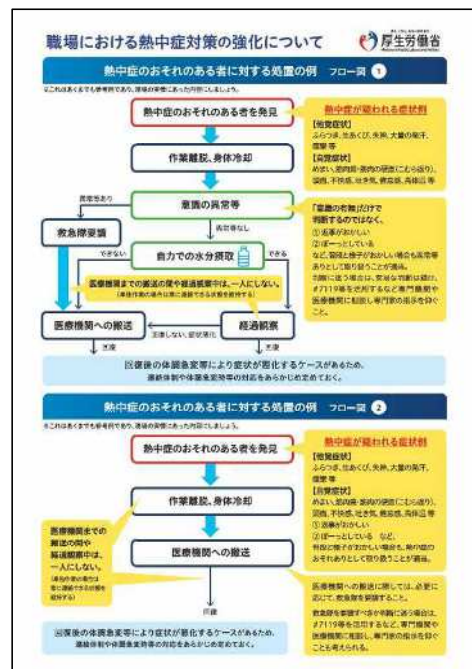
厚生労働省ホームページ

- 石綿事前調査結果報告を行ってください。
- 事前調査結果報告は、**元請事業者が行う**必要があります。
- 原則として「**石綿事前調査結果報告システム**」より報告していただく必要があります。

[illegible]

熱中症対策

- 令和7年6月1日から、**熱中症に係る改正法令が施行**されました。



「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**又は**1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業が対象です。

講ずべき措置は、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」です。

- 毎年、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が公開されます。
- 取組期間は5月～9月（重点取組期間は7月）です。



- **法令の措置**：熱中症になった労働者に対する適切な措置（早期の発見、身体の冷却、医療機関への搬送）を講じるよう定められています。
- **クールワークキャンペーン**：熱中症防止に係る適切な措置（WBGTの把握、水分・塩分の用意、健康状態の確認）を講じるための方法について、すべきことが掲げられています。